

(様式第4号) **上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会 会議概要**

1	審議会名	上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会
2	日 時	平成20年12月24日(水) 午後 1時30分から午後 16時00分まで
3	会 場	上田市役所 6階 大会議室
4	出席者	生田淳一委員、石坂陽子委員、井出操委員、大塚貢委員、荻原寿恵委員、 木口博文委員、小林正幸委員、佐藤恵子委員、塩澤好太郎委員、田口一朗委員、 竹内充委員、立堀欣司委員、土屋勝浩委員、土屋猶子委員、中澤信敏委員、 橋詰真由美委員、原有紀委員、増沢延男委員、丸山かず子委員、宮尾秀子委員、 森田小百合委員、若林利治委員 【欠席委員】片桐久委員、宮島国彦委員、宮田保委員、山野井智子委員
5	講 師	安井幸次長野大学教授、久保木匡介長野大学准教授
6	市側出席者	関まちづくり協働課長、細川市民協働政策幹、銭坂主任
7	公開・非公開等の別	公開・一部公開・非公開
8	傍聴者	6人 記者 0人
9	会議概要作成年月日	平成20年12月26日

協 議 事 項 等

1	開 会 (細川市民協働政策幹)
2	あいさつ (関まちづくり協働課長)
3	第4回勉強会 【講師紹介】 長野大学 環境ツーリズム学部 安井幸次 教授 中央大学大学院修了、立命館大学大学院社会学研究科修了 専門分野 ・地域社会学、地域政策と地域づくりなどが専門。 ・地域自治組織・地域協働などについて研究。 長野大学 環境ツーリズム学部 久保木匡介(きょうすけ) 准教授 早稲田大学大学院政治学研究科修了 専門分野 ・地方自治論、行政学などが専門。 ・地域に根ざした公共サービス評価の可能性などについて研究。 【概要】 今回で勉強会は最終回。今までのことを元に自治基本条例の論点や参考文献についてまとめ。 参考文献について・・・安井幸次 教授 自治基本条例の論点とこれまでの学習・・・安井幸次 教授 地方自治の本旨＝団体自治、住民自治と自治基本条例の関係・・・安井幸次 教授 今後検討されるべき論点・・・久保木匡介 准教授 【質疑】 特になし 先生方退席

(委員) 次の議題に入る前に、前回、選挙にかかる費用に関して(1回で)1億円以上かかるとの発言をいたしました。正確には純粋に選挙に係る経費は国選であろうが、県議選であろうが約7,000万円~7,100万円程度でございました。職員の人件費等々諸費を含めると前回お話をさせていただいた約1億2千万から3千万かかるという計算になります。記憶の訂正をお願いします。

4 条例策定の基本的な考え方について

説明(事務局)

資料:【第1回会議資料3「上田市の自治の基本原則等を定める条例策定に関する基本指針」】

- ・ 前回のアンケートの中で、この検討委員会は条例の策定について、策定の趣旨や求められる提言の内容や質などを明確にして欲しいとのご意見がありました。こうしたご意見にお答えする意味でも、市の考え方をもう一度ご説明させていただきたいと思っております。
- ・ 基本条例の必要性として大きく二つの背景があります。1つは地方分権の推進です。資料では最初のページで触れていますが、以前は国から県へ、県から市町村へという業務の流れがあり、市役所は市民に一方的に説明し、市民は市役所に要望や陳情をあげるといった関係がありました。それが近年の地方分権改革により国、県、市が対等になりました。そのような変化の中で、市と市民はどのような関係であることが望ましいのか、当然、同じ情報を共有し、参加の機会と協働による地域づくりを進めるといったことが基本的な考え方かと思っております。そういう意味で、地方分権が進めば進むほど、上田市が今後どうあるべきかを固めない、将来が見通せなくなるということがあります。自治体の考え方、あり方を明確にするためには、市民がまちづくりにどのように、どのくらい関わっていくかが重要になります。住民の参加を促し、一緒になって今後の将来を考えていくためにはどうすべきかというルールが必要になってきます。このルールが自治基本条例であるというものです。
- ・ 2点目としては、資料では3ページ目になりますが、これからの日本・上田がどうなっていくのかということ、人口が減ってきていると共に、労働人口・生産人口が減ってきています。そのため今後少なくとも15~20年労働人口は増えないということをごまづくり講演会で岩崎先生が教えてくださいました。まだ実感として分からない部分も大きいとは思いますが、いずれ切羽詰った問題として出てくる問題です。労働人口が減少し、税収が減っていくという状況になった場合、いままでと同じ行政サービスが同じやり方で行えるという保証はありません。そのとき、地域で住民自ら取り組めることは何かということをごまから考えないと間に合わない、あの時岩崎先生がおっしゃいました。そのためには行政に対して市民の方が積極的にかかり、行政にまかせっきりではなくて自分たちがどのように関わっているかというルールが必要になってくる。そのルールが自治基本条例であるということにまた結びついていきます。
- ・ いずれにしてもこの二つは社会の客観的な理由で、なぜ今上田市に必要なのかということ、資料の2ページに書いてございますが、四市町村が合併をして、地域内分権型合併を選択したからです。地域自治センターと地域協議会を立ち上げ、地域のことはできるだけ地域で解決していけるような方法を考えようということで合併いたしました。地域内分権の考え方として、地域の支所の職員に権限を与えたわけではなく、地域の皆さんに地域のことを考えていただきたいということで地域協議会を設置し、ご議論いただく中でまちづくりがどうあるべきか検討いただいております。地域協議会については、後日詳しく設置の経過や目的・活動を説明いたしますが、いずれにしても地域協議会を作って地域の考えを反映させようと設置したものであります。
- ・ 合併して2年間、行政の基礎が固まってきた段階で、今後上田市はどういう風に住民参加を図り、地域協議会をどのように活用していくかについて、自治基本条例を定めることでルール作りをしていきたいと考えたものです。合併の目的を達成していくためには基本条例が必要であるということがスタートラインとなります。
- ・ 行政が委員会に希望する目標としては、参考資料に「江別市の自治基本条例に対する考え方」という資料がございますが、こうしたものを想定しております。細かな条文を創りあげていただくという

ことまでは考えておりません。条例に盛り込む項目とその項目についての委員会としての意見をまとめていただければと思います。先ほど先生がおっしゃった論点や上田独自の論点などどのような項目を盛り込むのか十分にご検討いただき、それを事務局で文章化し、皆様に御確認いただくということですのですすめていきたい。

- ・ 検討委員会として、条例に市民の声を多く反映させるためどのような方法や手続きをとったら良いのか、ぜひご提案をいただきながら、市民の意見としてまとめていきたい。
- ・ 参考資料 4 ページ以降に個々の論点の考え方がございますが、是非盛り込んでいただきたいことを枠で囲んで示してあります。その外に解説が書かれていますが、解説でなくとも、検討委員会が出された意見や目的、設定する理由などがここに書かれてくるようなことをイメージしています。

5 自治基本条例の論点等について

資料説明（事務局）

資料：第 2 回会議資料 5「先進市の自治基本条例に位置付けられている主な項目について」

【自治基本条例論点の項目別分類表】資料 1

【自治基本条例課題別論点表】資料 2

- ・ 第 2 回会議資料 5 にまとめられている項目は、そのまま、検討する論点と重なるものです。この資料は、他の自治体で「自治基本条例」あるいはそれに類する位置づけがされている条例の多くに盛り込まれている項目を示したもので、ここに記載されている 31 項目については、それぞれの市の検討委員会で議論し、それぞれのその都市にあった考え方で条例に盛り込まれています。上田市の検討委員会でも、こうした項目を論点として議論していくことが必要となります。
- ・ ただし、この項目にあげられた論点がすべてということではなく、前回アンケートの回答にあったように障害を持った市民の参加などや、前半で久保木先生の説明にあった、「特色あるまちづくり」の項目に該当する部分についても独自の論点として議論の中に盛り込んでいくことは可能です。
- ・ 資料 1 は自治基本条例の論点になるものを、大きなくくりの大項目にわけ、それに対応した上田市の条例にはどのようなものがあるかを一覧表にしたものです。
- ・ この資料では、論点の大きなくくりとして大項目にあげられているような 8 つの項目があり、その中にどんな条例があるのか、またないのかを御確認いただければと思います。また、大項目で網掛けしていない項目は市民主体の論点で、前半の安井先生のレジュメに上がっている項目の(2)(3)(6)に該当します。網掛けしてある項目は主に行政・議会に関わる論点で、安井先生のレジュメの(4)(5)に該当します。
- ・ 1/25 の次回検討委員会では第 2 回会議資料 5 の論点項目に上田市の条例を対比させて説明すると共に、それぞれの条例がどのような目的で作られたのかについても資料をご提供したいと思います。
- ・ 資料 2 は、先に説明した第 2 回委員会の資料 5 の項目に沿って議論していくうえで、その論点の根拠となる法令や、他市の特徴的な考え方、議論していくうえで想定される議論のポイント、参考資料等についてまとめたものです。今回はサンプルとして「条例の位置づけ」の部分についてお配りさせていただきました。
- ・ こうした論点表を第 2 回会議資料 5 に上がっている 31 項目に沿って論点ごとにまとめる準備を進めておりますので、まとまったところでお手元にお配りします。今後議論をしていく際、議論のきっかけとして考えていただければと思います。
- ・ この資料は、論点を項目に分けて議論していただいたほうが整理しやすいだろうということで、お示したものです。これにこだわることはありませんが、先進市ではこのような項目が入っているということでございます。
- ・ 上田らしさというものも、この中に入ってくるのでしょうし、行政としては、地域協議会や地域自治センター、自治会について。いわゆる住民自治組織の位置づけ等は議論していただきたいと思えます。

- ・ 実際の検討に入る段階では、経験のあるアドバイザーの方が必要であると考え、8月にまちづくり講演会で講師をしていただいた、四日市大学の岩崎恭典先生にご依頼しアドバイザーをしていただけることになりました。
- ・ 先生もおっしゃっていましたが、検討委員に入らず第三者の立場で適切なアドバイスをしていただくということになります。25日に検討委員会を開催させていただくのは、ぜひアドバイザーの先生とひざを交えて話していただく場を設けようと、設定させていただきました。

【質疑】

(委員)自治基本条例課題別論点表についてもう一度確認させてください。論点表を使いながら議論していくということだと思いますが、ここにある31項目の論点についてこの論点表を使いながら議論していくということで、その31項目というのは前回の資料5「先進市の自治基本条例に位置付けられている主な項目について」にある項目ということでしょうか。

(事務局)そのとおりです。

(委員)できれば、条例の項目の議論に入る前に、地域課題の掘り出しをこの委員会の中でワークショップの形でできないでしょうか。条例の文書を議論し始めるのではなくて、地域の課題といい点を出し合って、上田のことを理解した上で、条例検討の論点について話し合うといった状況整理から入ったほうがいいかなと思います。もう一点、資料1の中で上田市における関係条例を拝見させていただいてこれだけの条例があったということを知ったわけですが、これから作る条例はこれらの条例の一番上位に位置づけられる条例かと思っています。条例に罰則規定を見たことがあまりないのですが、条例違反はどうなるのかと感じました。自治基本条例にはそれぞれの役割が定められると思うが、役割に対して負うべき責務を果たせなかったときどうなるのか。いいことばかり書いても仕方ないので、違反したときどうなるのかを理解しておく必要があるのではないか。今回示していただいた項目を採用するかどうかを含めて、理念を前提としてこれからのまちづくりをどのようにしていくかを示すのか、細かい具体的なことを条例に盛り込んで示していくのか、どちらにするにしても罰則があるかないとは違ってくるのかなと疑問に感じました。

(事務局)1点目については委員会へのご提案であると思いますので、ご議論いただければと思います。2点目の罰則については、地方自治法第14条3項に罰則がつけられる規定があります。上田市の中にも義務条例の中で罰則規定が入っていますが、一般的な多くの条例には罰則規定はありません。これは皆さんに議論していただくところかと思いますが、自治基本条例では強制的な拘束力のあるものはあまりありません。努力義務的な、理念的にこうあるべきだという表記はあるが、罰則を明記することはあまりないと感じています。

(事務局)地域課題や現状の把握について先にやったらどうかというご意見については、皆さんいかがでしょうか。

(委員)まず正副会長が選出されないと、議論が進まないのではないかと。

(事務局)地域課題や現状の把握をしたらどうかという意見は保留とし、先に正副会長の選出について考え、その後検討することとしたいと思います。

6 委員懇談会

(事務局)次第では、委員懇談会、正副会長の選出とありますが、その前段で委員相互の人となりを分かり合っていないという意見をいただきました。やはり人となりを良く知ってから進めていこうではないかということで、こちらから自己紹介シートを皆さんにお配りいたしました。私どももお互いを良く知ってから選出していただいたほうがいいと思います。お互いを知る方法としてどのようなものがあるかということについて、委員からご提案をいただいております。そのご提案を皆さんに検討していただき進めていきたいと思っています。

【委員提案】

(委員)前回の検討委員会のときに予定を拝見し、お互いをもっとよく知ってから正副会長を選出したほ

うがよいのではないかということで、私どもが地域活動のワークショップとして行っている自己紹介ゲームをさせていただけないかというご提案です。私たちがご提案する前に事務局から自己紹介シートが発送され、このシートを使って自己紹介する予定になっていたわけですが、私たちの自己紹介ゲームで行わせていただけないか提案させていただきます。方法としては全員で二つの輪を作ってお互いに自己紹介カードを渡しあって交流を行うものです。

(事務局) このご提案で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(委員) 拍手

(事務局) 拍手をいただきましたので、この提案に沿って行いたいと思います。今回はこの自己紹介で予定の時間が終わってしまうかと思っておりますので、議題7、8については次回とし、岩崎先生を交えて新年から具体的検討に入っていければと思っております。

(委員) 自己紹介ゲームでそれぞれの方のことが良く分かるかと思いますが、お友達作りをするわけではないので、好きなこと・物ではなく、今上田市で関わっていることなどを書いたほうがよいのではないのでしょうか。

(委員) 今会議の雰囲気があるので、もっと意見を言い合える仲になりたいということで、より個人のこと分かるよう好きなこと・物を入れてあるものです。

(委員) その方がどんなことをしてきて、この委員会に参加しているのかということがなかなか見えないので、(事務局が作った) 自己紹介シートに今までの経験を書く欄があるが、そういった内容を好きなこと・物のところに書かれていたほうが、この委員会を進めていく上で有意義ではないか。

(委員) 意図するところは分からなくもないが、検討委員会としてゲームというのはあまりぴんとこない。

(委員) 好きなこと・物というところがあまりふさわしくないというご意見ですので、今お配りした自己紹介カードではなく、皆さんが既にご記入してこられた(事務局の)自己紹介シートを使ってこの交流会を行うということではよろしいでしょうか。

(委員) その方がよいと思います。

(委員) どのような経験をされ、どのようなことを問題に感じているのかということを知りたいと思っておりますので、そのようなことをお互いに知り合うことで次にステップに行くことが順当ではないかと思っております。

(委員) 私の意図としては、今回交流をして、お互いを知った上で正副会長を選出したいということですので、皆さんのご意見のとおり自己紹介シートで交流を行いたいと思います。ただ、手法としては私の提案したものでさせていただきたい。

(事務局) 目的としては皆さんがおっしゃっているように人となりを知ろうということでございます。我々の考えていた自己紹介では一方的で質問の時間も十分に取れませんので、私どもでご用意し既にお配りした自己紹介シートを使って、手法としては委員さんの御提案で進めさせていただきたいと思っております。

自己紹介交流会 (約1時間)

(事務局) 今回使用した自己紹介シートは、全員分をまとめて次回の会議の前までに皆さんにお送りいたします。今回話せなかった方の自己紹介シートなどをお読みいただき、次回の正副会長選出の参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

7 正副会長選出

交流会と、自己紹介シートにより、委員相互の理解を深めた上で次回選出することに。

8 分科会等の設置について

7の変更に伴い分科会のあり方を含め、次回以降議論をすることに。

9 その他

(1) 検討委員会開催予定について

第6回会議

日 時： 平成21年1月25日(日) 午前10時から午後2時30分

場 所： 上田市役所本庁舎 6階大会議室

内 容： (1) 自治基本条例の必要性について
(2) 上田市の条例体系について
(3) 分科会（正副リーダー選出等について）

アドバイザー 四日市大学教授 岩崎恭典教授

10 閉 会